

基発第1201001号

平成20年12月1日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う特別遺族給付金に係る対象疾病の認定について

特別遺族給付金に係る対象疾病の認定については、平成18年3月17日付け基発第0317010号「特別遺族給付金に係る対象疾病の認定について」(以下「読み替え通達」という。)により指示しているところであるが、石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律(平成20年法律第77号)の施行に伴い、下記のとおり改めるので、その適切な運用に遺漏なきを期されたい。

記

読み替え通達記の第3の1中「特別遺族給付金の支給が平成13年3月26日以前に死亡した労働者等に係るものとなるため」を「平成18年3月26日以前に死亡した労働者等の遺族であって、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の規定による遺族補償給付を受ける権利が時効によって消滅したものに対し、その請求に基づき支給されるものであるため」に改める。